

箕輪町森林ビジョン策定事前調査研究業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

箕輪町森林ビジョン策定事前調査研究業務委託

2 目的

本事業は、箕輪町の全森林を対象にして今後50年を単位として取りうるべき施策の方向性を定める「箕輪町森林ビジョン」を策定する前段として、町の森林の現状について調査研究し、対処すべき箇所とその手法についての知見を集め、ビジョン策定のための材料を集めることを目的とします。

3 事業内容等

(1) 業務内容

別添仕様のとおり

(2) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月30日まで

4 業務委託候補者選定方法

本業務に対する提案を求め、価格要素と非価格要素を総合的に評価し、最適な業者を選定する公募型プロポーザル方式とします。

5 応募者の資格

次の要件をいずれも満たす単体企業とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 箕輪町の指名停止を受けている期間中の者でないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者

6 質問及び回答

技術提案書作成に関する質疑については、質問書にて、電子メールでお問い合わせください。技術提案書の審査に係る質問には回答できません。

- ・ 令和4年11月7日（月）午後5時まで
- ・ 箕輪町役場 みどりの戦略課 森林ビジョン担当 あて midori@town.minowa.lg.jp
- ・ 質問・回答は箕輪町ホームページに掲載します。

7 技術提案書等の提出

審査対象者は、以下により技術提案書等を提出してください。

(1) 提出書類

A 技術提案書（任意様式）

以下のア・イの内容について記載してください。

ア 事業展開の体制等について

- ①業務実施方針
- ②業務実施体制
- ③業務工程計画

イ 事業の目的及び仕様に定める委託内容に沿った、提案のへの取組の考え方や、やり方、パートナーの知見などを使って取り組んでいくかの考え方をお示してください。

また、任意ですがこれらの課題整理を検討する中で、検討すべきと思われる事項の提案等があれば、企画提案としてご提示ください。

なお、類似の事業の実績がある場合には、それらを材料として提案してかまいません。

B 参考見積書（任意様式）

仕様に定める業務項目ごとの見積額を示すもの

(2) 提出期間

公告日から令和4年11月22日（火）午後5時まで

(3) 提出場所

箕輪町役場みどりの戦略課

(4) 提出方法及び部数

箕輪町役場の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までに持参又は郵送してください。

（郵送の場合は（2）の提出期限までに必着とし、書留郵便に限ります。）。

6部提出してください。なお、いずれも提出する提案は1案とします。

8 プロポーザルについて

プロポーザルは、技術提案書の内容の詳細や不明点を把握するために実施します。発表に当たっては技術提案書を基本として行ってください。

(1) プロポーザル日時（予定）

令和4年11月30日（水）午前10時予定

※時間については、参加人数により決定次第電子メールにより通知します。

(2) プロポーザル場所

箕輪町役場2階 203会議室

(3) 提案者参加人数

3人以内

(4) プロポーザル時間

準備5分、説明10分、質疑応答10分、機器等の撤去5分の合計30分以内とします。

(5) プロポーザル開始10分前に控室に入室すること。

控室 箕輪町役場 2階 201会議室

(6) その他

次の事項に留意してください。

ア プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意しますが、その他必要な機器類は全て提案者が用意してください。ケーブルはHDMI形式です。

イ インターネットが使用可能です

ウ 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とします。

エ プロポーザルにおける当日の質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱います。

9 業務委託候補者の選定、結果通知(予定)

プロポーザル提案審査会による業務委託候補者を選定後、令和4年12月2日(金)までに選定過程を箕輪町ホームページへ掲載します。

10 審査・選定

(1) 審査

「令和4年度 箕輪町森林ビジョン策定事前調査研究業務委託 選定基準」により審査を行います。

審査は以下の材料で行います。

- ・参加表明書及び同一業務の実績(様式1)
- ・技術提案書/参考見積書
- ・プロポーザルにおける質疑応答の実施

(2) 審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた者全員に対して、プロポーザル審査結果通知書をメールすることをもって行います。なお、審査結果に関しての不服申立ては受け付けません。

11 無効

(1) 無効提案

次に該当する提案は無効とします。

ア 前記5の応募資格要件を満たさない者が行った提案

イ 公告の日から技術提案書提出期限までに箕輪町に対し不正な接触を行った者が行った提案

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書作成要領に違反する表現をした者が行った提案

12 業務委託候補者選定後の手続き等

(1) 契約手続

箕輪町と本業務委託に係る業務仕様書を協議し、確定させた上で受注者と箕輪町が委託契約を締結します。

また、箕輪町財務規則第117条の2第1項第1号に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から見積書を徴取し、上限価格の範囲内であることを確認して契約書を取り交わすものとします。なお、協議が整わない場合は次点の候補者と協議することとなります。

13 提案書等の取扱い

(1) 受付後の技術提案書の訂正及び再提出は認めません。

(2) 提出された全ての技術提案書等は返却しません。なお、技術提案書等は、契約に至った場合に使用する他は、本プロポーザルの審査以外には使用しないものとし、箕輪町の文書取扱規程等に従い責任を持って管理・破棄を行います。

(3) 技術提案書等のため作成した資料や箕輪町から受領した資料は、町の許可なく公表又は使用することは出来ません。

(4) 技術提案書等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案業者に帰属します。

14 その他

(1) 提案にかかる費用は、全て提案者の負担とします

(2) 応募、技術提案書等の提出及び問合せ先

〒399-4695

長野県上伊那郡箕輪町中箕輪10298 箕輪町役場 みどりの戦略課 森ビジョン推進係
電 話：0265-79-3170 (内線1561)

F A X：0265-79-0230

E-mail：midori@town.minowa.lg.jp

担 当：土岐 俊 井上 貴之

< 参考資料 >

令和4年度 箕輪町森林ビジョン策定事前調査研究業務委託 選定基準						審査委員名	
項目	評価項目	評価のポイント	配点		評価(A-C)		
					評価(A-C)	メモ	
提案者に関する評価 (15点)	会社概要、業務実績等	同種・類似業務の実績がある業務を実施するのに適した人員配置や関連事業者・機関との協力体制がある	15	10			
	プレゼンテーション評価	本事業に対して意欲を感じさせるプレゼンテーションであるか		5			
企画提案に関する評価 (25点)	箕輪町の森林の現状把握	箕輪町を含む上伊那地域の森林の現状に精通しているか	25	5			
	森林防災に関する専門性	森林が起こしうる暮らしへのリスクを回避するための、知見と手法が得られるか		10			
	森林の課題と解決に向けた仮説の検証	仕様に定めるテーマに関する知見を集めて集約し、提案することができるか。		10			
見積金額に関する評価 (10点)	委託上限額 3,000,000円(税込)	費用が適切に抑えられているか。		10			
合 計				50			

評価は各項目に対してA～Cの3段階で行う。
A:優れた提案である 配点×1 B:標準的な提案である 配点×0.5 C:B以下の提案である 配点×0